

城陽上大谷団地地区計画

(昭和62年 2月16日城陽市告示第 4号)

(平成 5年 6月25日城陽市告示第53号)

(平成 8年 5月24日城陽市告示第35号)

名 称		城陽上大谷団地地区計画
位 置		城陽市久世上大谷
面 積		約3.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の東部丘陵地北部の宇治市側と接した位置にあり、現在、住宅地開発が進められている。この開発地において、建築物の制限を定め、住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。
	土地利用の方針	当地区では、低層低密度の1戸建専用住宅地を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	—————
	建築物等の整備方針	当地区の建築物は、低層住宅地としての良好な居住環境を保全するため、用途の混在を予防するとともに、日照、通風等の影響を考慮し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る。
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 1戸建専用住宅 (2) 1戸建住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの、又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）を兼ねるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、150㎡以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、75cm以上でなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。 (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置等 (3) 門、へい、かき又はさく
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、8m以下でなければならない。
	かき又はさくの構造の制限	かき、さく又はへいの高さは、地盤面より1.6m以下でなければならない。ただし、生垣又は門は、この限りでない。 なお、道路に面する部分のかき、さく又はへいの形状及び材料は、次の各号の一に掲げるものでなければならない。（門を除く。）ただし、門の両側に設けられ、かつ、長さの合計が4m以下のものは、この限りでない。 (1) 生垣 (2) フェンス等と植栽を組み合わせたもの (3) 高さ60cm以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したもの

城陽上大谷団地地区計画

